

知床世界自然遺産条例（仮称）前文〈たたき台〉

知床は、北半球における流氷の南限とされ、流氷がもたらす恩恵を受け、多種多様な生物が生息している地域である。シロザケ、カラフトマス等が海と川を往来し、これらをえさとするヒグマ、シマフクロウ、オオワシ等の大型哺乳類、絶滅の恐れのある猛禽類をはじめ、海棲哺乳類、海鳥等の様々な生き物が生息し、また、北方系と南方系の野生動物が混在するなど、海域と陸域の自然環境が密接に関連し合い、多様な生物と生物間の相互作用に支えられた豊かな生態系を形づくっている。このことが高く評価され、知床は、平成 17 年 7 月 17 日、世界自然遺産に登録された。

この知床の貴重な自然が今日まで保たれてきた背景には、先住民族であるアイヌの人々が、すべての物に魂が宿ると考え、また、人間の力の及ばない現象を神として敬い、感謝を捧げながら自然と共生してきた事実や、地域主導の下、開拓跡地を乱開発から守るために買い上げ、さらに森林へと再生する息の長い地道な活動等が展開されてきた事実がある。

この事実を理解した上で、世界的にも類いまれな価値を有する知床世界自然遺産の自然環境を人類共有の財産と位置づけ、より良い形で将来の世代に引き継いでいくことは、我々の責務である。

しかしながら、知床世界自然遺産は、自然公園法等の法令による規制や行政機関が地域の関係団体等と共に定めた自主的な規範によって、自然環境の保全と適正な利用の両立を図ってきた他地域の手本となっているものの、登山道におけるし尿処理や植生荒廃、野生動物とのあつれき、地域の担い手不足等の課題が生じ、あるいは生じることが懸念されている。

このような状況に対応していくため、道をはじめとする行政機関、地域で活躍している公益財団法人、道民、知床世界自然遺産を訪れる者等が、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関するそれぞれの役割を認識し、協働して取り組んでいかなければならない。

このような考え方に立って、知床世界自然遺産の保全及び適正な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、知床世界自然遺産の自然環境がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、道民の創意としてこの条例を制定する。